

序 論

- 1 策定の趣旨及び計画の役割
- 2 計画の策定体制や市民意見の把握

1

計画の策定趣旨及び計画の役割

第1節 総合計画策定の趣旨

1 「総合計画」とは

(1) 下妻市と総合計画

総合計画は、従来、自治体における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として策定することが法的に義務付けられていました。しかし、現在では、平成 23（2011）年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、総合計画の策定は任意となっています。

下妻市（以下、「本市」）では、平成 18（2006）年に千代川村との合併を経て、平成 20（2008）年度からの 10 年間に計画期間とする「第 5 次下妻市総合計画」を策定しており、合併後としては第 1 次計画に相当する総合計画として平成 29（2017）年度まで運用し、市政の円滑な運営と新市の一体性の確立に努めてきました。

(2) 本市の考え方

本市としては、法改正後においても、次の理由から、下妻市総合計画策定条例に基づき、引き続き総合計画の策定を行っております。

理由
1

合併からの一貫した市政の運営指針

本市は、合併を経てなお、都市計画マスタープランや新市建設計画といった合併に伴う施策・事業が進行の途中にあり、その指針として上位計画である総合計画の役割は重要となります。

そのために総合計画は、過去から現在、将来へとつなぐ長期ビジョンを示す、市政の重要な指針となります。

理由
2

市民と行政が共に進めるまちづくりの指針

まちづくりは、行政が独自に計画し推進するものではなく、市民との対話・協調の場を通し、市民と協働で進めることが重要となります。

そのために総合計画などの長期的な計画は、市民と行政が共にまちづくりを進めていく指針としての役割を担うものです。

本市では、上記の理由を踏まえ、平成 30（2018）年度からの 10 年間に計画期間とする「第 6 次下妻市総合計画」（以下、「本計画」）を策定いたしました。本計画では、社会情勢の変化を適切に捉えることで総合的かつ計画的な市政の運営を図り、将来にわたって魅力のある持続可能なまちづくりを着実に推進することを目指しております。

このたび、令和 4（2022）年度末で前期基本計画の 5 年間の計画期間が終了することから、引き続き計画的に施策を実施していくため、令和 5（2023）年度からの 5 年間について、後期基本計画を策定します。

第2節 計画の役割と構成、位置付け

1 計画の役割

本市では、条例により市が策定・運用する全ての行政計画の最上位計画として、総合計画を位置付けています。したがって、下位の計画の策定・運用に当たっては、総合計画に基づく、施策・事業の実施を原則としております。

2 計画の内容と期間

総合計画は、次の3種の計画から構成されており、それぞれの内容及び本市における計画期間は次のとおりとしております。

(1) 基本構想（平成30～令和9年度）

計画内容 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を達成するための基本方針及び施策の大綱を示すものです。

計画期間 基本計画を前後期5年間とすることから、計画期間は10年間とします。

(2) 基本計画（前期：平成30～令和4年度 後期：令和5～令和9年度）

計画内容 基本構想に掲げる将来の目指すべき都市像を実現するため、基本構想で定めた施策の大綱・リーディングプロジェクトなどに基づき、必要な施策を体系的かつ具体的に示すものです。

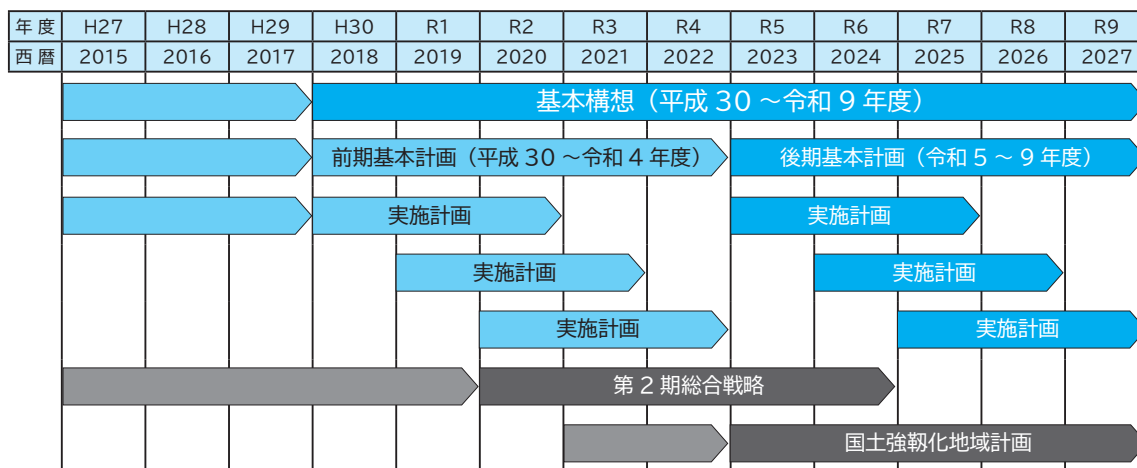
計画期間 事業進捗・評価が可能な中期的な計画として、5年間とします。

(3) 実施計画（3カ年計画による単年度ローリング方式）

計画内容 基本計画で定めた施策を効果的に実施するため、事業の実施の時期および実施に当たっての方策を具体的に示すものです。

計画期間 急激な社会情勢の変化と事業の進捗を勘案しながら、計画内容を毎年度見直すローリング方式とします。

【計画期間】



2

計画の策定体制や市民意見の把握

第1節 計画の策定体制

庁内において関係各課との施策の調整、基本理念・目標（案）、事業量の設定などを行うほか、現行計画における施策・事業などの実績状況を調査しました。

また、次のとおり、庁内外の協議体による施策・事業などの調整を行いました。

1 下妻市総合計画審議会

本計画の策定に当たり、市長の諮問に応じ、総合計画に関する必要な事項を審議し、市長に答申するもので、市議会議員・団体の役職員・公募による市民・知識経験者・市の職員等で構成する総合計画審議会を設置し、会議を開催しました。

2 下妻市総合計画策定委員会

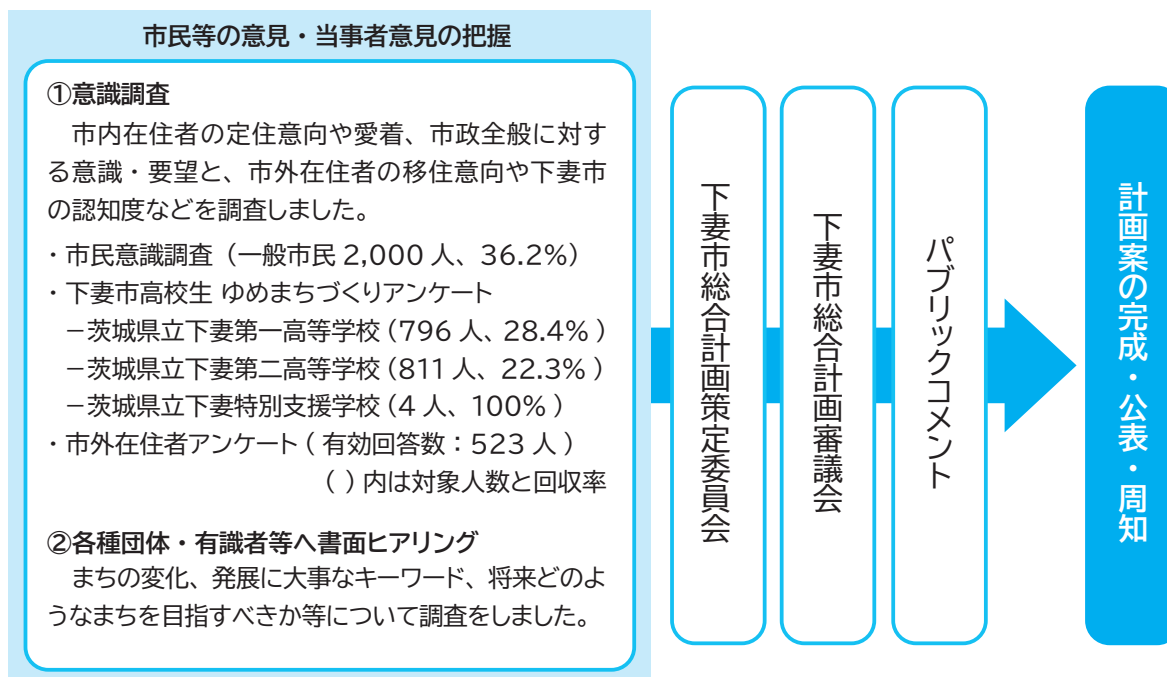
計画の策定に当たり、素案の検討・庁内調整を行うため、委員は、副市長、教育長を始め、各部長級職員を委員とする総合計画策定委員会を設置し、会議を開催しました。

3 下妻市総合計画専門部会及びワーキングチーム

総合計画策定委員会の下部組織として部長・課長級職員による専門部会及び課長補佐・係長級職員によるワーキングチームを設置し、施策担当者による素案の検討・意見調整を行いました。

第2節 市民意見の把握

次のとおり、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見や要望などを収集する機会を設けました。なお、意見などは基礎資料として計画策定に反映させました。



※一般市民とは、「住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民」を指します。

※市外在住者は、近隣自治体や常総線、東北本線宇都宮線、国道等の沿線都市を対象としています。

